

第4回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人石川県エルピーガス協会（以下、「協会」という。）は、石川県から第4回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業の補助金交付を受け、L P ガス料金の高騰による県内のL P ガス利用者の負担を軽減するため、L P ガスの利用料金の値引きを実施するL P ガス販売事業者に対して助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「一般消費者等」とは、石川県内において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）

第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

2 この要綱において「L P ガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、一般消費者等にL P ガスを販売する者をいう。（以下、「助成事業者」という。）

3 この要綱において「第4回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業」とは、一般消費者等の負担するL P ガス料金から、令和7年9月分のL P ガス使用量（令和7年10月締め請求分）の上限500円／月（税抜）を値引きする原資を、値引きを行ったL P ガス販売事業者に助成する事業をいう。

(事務局)

第3条 本事業を遂行するため、事務局を協会内に設置する。なお、一般社団法人石川県エルピーガス協会長（以下、「会長」という。）は本事業の一部を第三者（以下、「業務受託者」という。）に委託することができる。この場合において、本事業に係る申請書等の送付先は業務受託者宛とする。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、第2条第2項に定めるL P ガス販売事業者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 取締役等（個人である場合にはその者、法人である場合にはその役員）が第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (8) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(9)助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(助成内容及び助成額)

第5条 会長は、L P ガス販売事業者が行う L P ガス料金の値引きに要する経費に対して、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日規則第29号）に基づき石川県から受けた交付決定額の範囲内で助成金を交付する。

2 助成事業の助成内容及び助成額は次のとおりとする。

助成内容	助成額（上限）	助成の相手方
L P ガス料金の値引きを行う L P ガス販売事業者に対する助成	・ L P ガス利用料金値引き原資 500 円×一般消費者等の数 ・ 事業参加支援金 100 円×一般消費者等の数+5,000 円	L P ガス販売事業者

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、第4回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請兼実績報告書（様式第1号）及び同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請兼実績報告書を提出するにあたっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

(申請内容の審査等)

第7条 会長は、第6条第1項に規定する交付申請兼実績報告書の提出を受けた場合においては、当該申請書類等の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及び第8条に定める条件に適合するものであるかどうか調査を行う。

2 帳簿類の調査ができない場合等、助成金の交付決定の内容及び第8条に定める条件に適合しないときは、当該助成事業に係る金額は助成の対象とならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 会長は、第6条第1項に定める申請書等の内容が交付条件に適合すると認めたときは、助成金の交付を決定するとともに交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し「第3回石川県L P ガス料金負担軽減支援事業助成金 交付決定兼確定額通知書（様式第3号）」を交付するものとする。

(助成金の交付の条件)

第9条 会長は、交付決定兼確定額を通知する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、L P ガス販売事業者に対して助成事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すことができるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 助成事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(助成事業の遅延等)

第11条 助成事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は会長に報告し、会長の指示を受けなければならない。

(助成事業の遂行)

第12条 助成事業者は、助成金の交付決定兼確定額通知書の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用してはならない。

(助成金の支払い)

第13条 会長は、第8条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に支払うものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成事業者は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、会長が定める第4回石川県LPガス料金負担軽減支援事業助成金請求書(様式第2号)により会長に助成金の支払い請求を行うものとする。

(立入検査等)

第15条 会長は、助成事業の適正化を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は、助成事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成事業に関して助成金の交付決定兼確定額通知書の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定兼確定額通知の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、助成事業者が第4条第2項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定兼確定額通知の全てを取り消すことができる。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付決定兼確定額通知を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 会長は、第1項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じたときは、当該命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

3 会長は、第1項又は第2項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、返還すべき助成金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を他の経理と明確に区分して整備し、事業年度終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 助成事業者は、助成事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、一般消費者等の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 助成事業者は、助成事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。助成事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も助成事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は助成事業の完了後も有効とする。

(誓約事項及び同意事項)

第20条 助成事業者は、別記1～2について助成金交付申請兼実績報告書の提出前に確認しなければならず、第6条第1項に定める助成金交付申請兼実績報告書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、会長が別に定める。

2 会長は、助成事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別 記 1

不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、助成金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当事業所は、県又は会長の求めに応じ、適切なL P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- 2 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な助成金申請に該当する可能性があると県又は会長が判断する場合は、その調査が完了するまで当該助成金の返還又は支払い保留等が発生することについて同意します。
- 3 当事業所は、上記に該当する他、不正な助成金申請及び受給が発生しないよう、県又は会長の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- 4 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求^{※1}、不適切な行為^{※2}等を行いません。

※1 不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2 不適切な行為

- ①助成金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること。
- ②支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと。
- ③価格について、助成金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること。

以 上

別 記 2

L P ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、助成事業への応募及び助成金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

会長は、本助成事業の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、会長は、L P ガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、会長の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び会長から事務の委託を受けた業者等に提供することができます。また、石川県及び会長は、L P ガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以 上